

長崎市告示第 5 9 8 号

ながさきスポーツ・文化活動支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 5 日

長崎市長 鈴 木 史 朗

ながさきスポーツ・文化活動支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、スポーツ・文化芸術活動を行う長崎市立小学校の児童（以下「小学生」という。）及び長崎市立中学校の生徒（以下「中学生」という。）の保護者に対し、予算の範囲内において、ながさきスポーツ・文化活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 6 3 年長崎市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ・文化芸術活動 部活動、地域クラブ活動、スポーツクラブ活動、別表第 1 に掲げる文化芸術の教室等をいう。
- (2) 保護者 小学生又は中学生を現に監護している者をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小学生及び中学生が継続的に行っているスポーツ・文化芸術活動に係る経費等を保護者が負担しているものをいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、スポーツ・文化芸術活動を継続的に行っている小学生及び中学生の保護者とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が同項に規定する経費に相当する学習支援費（生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助として支給されるものをいう。）を受給している場合は、補助対象経費から当該学習支援費を差し引くものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、令和8年4月1日から申請日までに支払った補助対象経費の合計額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 小学生1人当たり 2,000円

(2) 中学生1人当たり 3,500円

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を行う年度の12月28日とし、申請は1回限りとする。

2 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、ながさきスポーツ・文化活動支援費

補助金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）によるものとする。

3 規則第 3 条第 1 項第 5 号のその他市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象経費の支払いを証明する書類

(2) 補助対象事業を行っていることが分かる書類

4 規則第 3 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号から第 4 号の 2 までの書類は省略するものとする。

（補助金の交付手続の特例）

第 8 条 規則第 2 1 条の規定により、規則第 6 条の規定による補助金等交付決定通知書による通知、規則第 1 2 条の規定による補助事業等実績報告書の提出、規則第 1 3 条の規定による補助金等確定通知書の通知及び規則第 1 5 条に規定する請求書の提出は、省略するものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条関係）

項目	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	漫談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽

別表第 2（第 5 条関係）

対象経費	経費内容
(1) 大会出場に係る経費	旅費（交通費・宿泊費）、大会参加料、器具運搬料及び練習会場使用料
(2) 日常的なスポーツ・文化芸術活動に係る経費	部費等、練習等で使用する会場使用料、活動で使用する用具の購入経費、故障した用具の修繕費、指導者等へ支払う謝礼金、スポーツ観戦等に係るバス借上料等

第 1 号様式（第 7 条関係）

ながさきスポーツ・文化活動支援費補助金交付申請書兼請求書

長 崎 市 長 様 ながさきスポーツ・文化活動支援費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、以下のとおりながさきスポーツ・文化活動支援費補助金交付を申請し、市の交付決定額に基づき請求します。 年 月 日						
申請者 (保護者)	住 所	長崎市				
	ふりがな					
	氏 名					
	対象児童生徒との続柄	生 年 月 日	電話番号（日中連絡の取れる番号）			
		・ ・	— —			
対 象	氏 名(ふりがな)	生年月日	学 校 名	学 年	所属部活動等名	
		・ ・	学校	年生		

		・	・	学校	年生	
		・	・	学校	年生	
		・	・	学校	年生	
承 諾 書 兼 誓 約 書						
私(申請者)は、本申請の交付決定の審査に当たり、市長が私又は私の世帯の学習支援費の申し出について、関係機関に閲覧することを承諾します。また、市税の滞納がないこと及び暴力団員、暴力団関係者ではないことを誓約し、虚偽による申請やその他不正が判明した場合には、補助金を返還します。なお、給食費口座の使用について承諾しない場合は、別の振込口座情報を提供します。						
					年	月 日
長 崎 市 長 様					申請者氏名	

※振込先については、正確に記入し再度確認をしてください。(給食費口座の場合は記入の必要はありません。)

振込先（申請者）

銀 行 信用金庫 農 協	支店 支所	預金種目	普通 当座	口座番号	
		フリガナ			
		口座名義			

番号	補助対象経費	支払金額	対象児童生徒名
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
6		円	
7		円	
8		円	
9		円	
10		円	
合 計	金 額	円	
交 付	申 請 額	円	

【添付資料（領収証等・所属証明書類・通帳のコピー） 枚】

※提出上の注意事項

- ・ 報告は、令和 8 年 4 月 1 日から申請日までに支出した経費に限ります。
- ・ 交付申請額は、小学生上限額2,000円/年・中学生上限額3,500円/年で申請は 1 回のみです。
- ・ 生活保護世帯の方で、学習支援費としてすでに申請したものについては、補助対象経費として申請はできません。

添付書類

- (1) レシートなど用具の購入等を証明する書類
(購入日や品目が不明なものは対象となりません。)
- (2) 振込先口座番号が確認できるもの (通帳の口座番号記載ページの写し)
※給食費口座以外を希望する場合のみ。

.....
以下は市が記入するため、記入不要です。

交付決定・請求額	円
----------	---